
畜舎に係る消防用設備等の設置基準

畜舎に係る消防用設備等の設置基準 (1/2)

設備等の種類 (主なもの)	設備の詳細	設置基準
消火設備	消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積300㎡以上 ・指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱うもの。 ・危政令別表第4に掲げる数量以上の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱うもの ・地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が50㎡以上のもの
	屋内消火栓※	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積1,000㎡以上 ・地階、無窓階又は4階以上の階で、床面積が200㎡以上のもの ・主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値 ・主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値
	屋外消火栓※	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物・・・1、2階の床面積の合計9,000㎡以上 ・準耐火建築物・・・1、2階の床面積の合計6,000㎡以上 ・その他の建築物・・・1、2階の床面積の合計3,000㎡以上 ・同一敷地内にある二以上の建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは、一の建築物とみなして面積を算定する。
	特殊消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車のに供される部分・・・1階床面積500㎡以上 ・発電機・変圧器その他の電気設備・・・床面積200㎡以上 ・ボイラー室等・・・床面積200㎡以上 ・指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分・・・危政令別表第4で定める数量の千倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

※ 動力消防ポンプ設備を技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、動力消防ポンプ設備の有効範囲内の部分(1階及び2階の部分に限る)について屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を設置しないことができる。

畜舎に係る消防用設備等の設置基準 (2/2)

設備等の種類 (主なもの)	設備の詳細	設置基準
警報設備	自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積1,000㎡以上 ・地階、無窓階及び3階以上階で、床面積が300㎡以上のもの
	ガス漏れ火災警報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・令別表第一に掲げる建築物又は工作物で、その内部に、温泉の採取のための設備(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているもの及び可燃性ガスが自然発生するおそれがあるものとして消防長・消防署長が指定する防火対象物の部分
	漏電火災警報設備	<p>間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有する以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積1,000㎡以上 ・契約電流容量50Aを超えるもの
避難設備	誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> ・地階、無窓階及び11階以上の部分
消防用水		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が20,000㎡以上あり、かつ、1階及び2階の床面積の合計が耐火建築物は15,000㎡以上、準耐火建築物は10,000㎡以上、その他の建築物は5,000㎡以上のもの

※ 消防機関へ通報する火災報知設備は、延べ面積1,000㎡以上で設置を要するが、一般加入電話等を設置した場合には、当該設備を省略することができる。